

証券保管振替システムの利用に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(OCR伝票等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項のOCR伝票に記載する当該参加者名、相手方参加者名及び株券の銘柄名については、正式名称又は証券取引所が定める略称が英文字である場合を除き、漢字又は仮名文字を使用するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正規定は、日本証券業協会が証券取引法(昭和23年法律第25号)第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日から施行する。</p> | <p>(OCR伝票等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項のOCR伝票に記載する当該参加者名、相手方参加者名及び株券の銘柄名については、正式名称又は証券取引所若しくは日本証券業協会が定める略称が英文字である場合を除き、漢字又は仮名文字を使用するものとする。</p> <p>3 (略)</p> |